

## <報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和8年6月18日

### 県内全域に募集拡大！ 歩道橋ネーミングライツパートナーを募集します。

埼玉県では、県南中心に歩道橋のネーミングライツを導入してきましたが、このたび、募集対象を県内全域に拡大し、愛称の命名権者（ネーミングライツパートナー）を募集することとしました。

いただいた命名権料は、道路施設の維持管理に活用させていただきます。

ネーミングライツを通じて、地元での認知度を高めたい、社会貢献をしたい、そんな思いを持つ企業、団体の皆様のご応募をお待ちしています。

#### 1 対象施設

- さいたま県土整備事務所管内 6 橋（川口市）
- 朝霞県土整備事務所管内 9 橋（志木市、和光市、新座市）
- 北本県土整備事務所管内 3 橋（鴻巣市、桶川市、北本市）
- 川越県土整備事務所管内 7 橋（所沢市、狭山市、富士見市）
- 飯能県土整備事務所管内 4 橋（入間市、坂戸市、越生町）
- 東松山県土整備事務所管内 3 橋（東松山市、滑川町、川島町）
- 秩父県土整備事務所管内 5 橋（秩父市、横瀬町、長瀬町）
- 本庄県土整備事務所管内 5 橋（本庄市、美里町）
- 熊谷県土整備事務所管内 3 橋（熊谷市、深谷市、寄居町）
- 行田県土整備事務所管内 3 橋（行田市、加須市）
- 越谷県土整備事務所管内 3 橋（春日部市、草加市、松伏町）
- 杉戸県土整備事務所管内 3 橋（久喜市、蓮田市、白岡市）

\*施設一覧及び概要は添付資料参照

## **2 応募資格**

愛称の命名権者として県と契約締結を希望する法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループとします。

## **3 契約希望期間**

契約締結の日から5年間（令和8年10月中の契約を予定）  
ただし、応募可能な契約期間は3年以上5年以下とします。  
\*契約期間の満了日は契約最終年度末まで

## **4 契約希望額**

会計年度ごとに200,000円以上/1橋あたり  
\*金額は消費税及び地方消費税を除いた額

## **5 募集期間**

令和8年6月18日（木曜日）から令和8年7月31日（金曜日）まで  
\*上記募集締切後に命名権者の決まらなかった歩道橋は随時募集とし次回の締切（令和8年12月末予定）後に命名権者を選定します。  
なお、募集の詳細については、以下のURLをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/hodokyonamingrights.html>

## **6 導入実績**

「安全なまちづくりに貢献 邦栄建設(株) 立ノ崎歩道橋」（川口市）  
命名権者：邦栄建設株式会社

他4橋でも導入決定済みです。導入事例は以下のURLをご覧ください。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/oshirase/hodoukyou\\_naming.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/oshirase/hodoukyou_naming.html)



## **7 その他**

現在募集していない歩道橋についても、希望があれば次回募集時に対象箇所を含めることを検討しますので、道路環境課総務・管理担当まで御連絡ください。